

枚方市立香陽小学校 学校いじめ防止基本方針 (NO.2)

いじめ解消に関わる判断の基準

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消することはできない。いじめが「解消している状態」とは、次の2つの条件が満たされているものをいう。

- ①いじめに係る行為が止んでいること
被害者に対する心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。
- ②被害児童が心身の苦痛を感じていないこと
いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童本人及び保護者に対し、丁寧に確認する必要がある。また、いじめが解消している状態とはあくまで一つの段階に過ぎず、その状態に至っても再発する可能性があり得る。それを踏まえ、全教職員はいじめを受けた児童及びいじめを行った児童については、日常的に注意深く観察する必要を有する。

いじめの重大事案の定義と対応

いじめ防止対策推進法より

- (ア)「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」(児童生徒が自殺を企図した場合等)
- (イ)「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」(年間30日を目安。一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に着手する)
 - *その他、児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあった場合も対応する。

<対応>

学校から速やかに教育委員会へ報告し、児童保護者へ聞き取りを行う。聞き取り結果や事案について記録を教委員会と共有し、対策を共に考えていく。